

# 市議会臨時会提出議案

山 形 市

## 令和5年5月臨時会議案目次

| 議案番号  | 件名                                 |
|-------|------------------------------------|
| 議第42号 | 令和5年度山形市一般会計補正予算                   |
| 議第43号 | 山形市監査委員の選任について                     |
| 報第1号  | 専決処分の承認について（山形市市税条例の一部改正について）      |
| 報第2号  | 専決処分の承認について（山形市国民健康保険税条例の一部改正について） |

議 第 42 号

令和5年度山形市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度山形市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ981,239千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,693,239千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月18日提出

山形市長 佐藤孝弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款        | 項       | 補正前の額                    | 補正額                   | 計                        |
|----------|---------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 15 国庫支出金 |         | 15,774,176 <sup>千円</sup> | 981,239 <sup>千円</sup> | 16,755,415 <sup>千円</sup> |
|          | 2 国庫補助金 | 3,591,423                | 981,239               | 4,572,662                |
| 歳入合計     |         | 98,712,000               | 981,239               | 99,693,239               |

歳 出

| 款     | 項       | 補正前の額                    | 補正額                   | 計                        |
|-------|---------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 3 民生費 |         | 38,758,951 <sup>千円</sup> | 981,239 <sup>千円</sup> | 39,740,190 <sup>千円</sup> |
|       | 1 社会福祉費 | 17,529,130               | 761,912               | 18,291,042               |
|       | 2 児童福祉費 | 17,247,982               | 219,327               | 17,467,309               |
| 歳出合計  |         | 98,712,000               | 981,239               | 99,693,239               |

議第43号

山形市監査委員の選任について

次の者を、本市監査委員に選任することについて、同意を求める。

令和5年5月18日提出

山形市長 佐藤孝弘

浅野弥史

理由

本市監査委員のうち、武田聡委員及び菊地健太郎委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任しようとするものである。

報第1号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月18日提出

山形市長 佐藤孝弘



専第5号

山形市市税条例の一部改正について

山形市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

山形市長 佐藤 孝 弘

## 別紙

### 山形市市税条例の一部を改正する条例

山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第11条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第11条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項を削る。

附則第19条の7第1項中「第8項」を「第6項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第2項の」を「前項の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中



同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第6項とする。

附則第19条の8第1項中「第8項」を「第6項」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### （固定資産税に関する経過措置）

第2条 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

### （軽自動車税に関する経過措置）

第3条 この条例による改正後の山形市市税条例附則第19条の7の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報第2号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月18日提出

山形市長 佐藤孝弘



専第6号

山形市国民健康保険税条例の一部改正について

山形市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

山形市長 佐藤 孝弘

## 別紙

### 山形市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

山形市国民健康保険税条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第20条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。